



日本に帰国／入国される皆様へ  
**(検査証明書の提出について)**

変異株による感染が海外において拡大していることを踏まえ、政府として水際対策を一層強化することとし、その一環として、以下の措置を講じます。

■ **全ての入国者（日本人を含む。）は、**  
**出国前72時間以内に検査を受け、医療機関**  
**等により発行された証明書（検査証明書）**  
**を提出しなければなりません。**

■ **有効な検査証明書を提出できない方は、**  
**検疫法に基づき、日本への上陸が認められ**  
**ません。**

- 出発国において搭乗前に検査証明書を所持していない場合には、航空機への搭乗を拒否されます。
- 検査証明書の取得が困難かつ真にやむを得ない場合には、出発地の在外公館にご相談ください。
- 本措置は、**2021年3月19日以降に入国される方**に対して実施いたします。



## 1. 検査証明書は以下の条件を満たすものに限り有効

- ・ 検体採取日時から搭乗便の出発予定時刻までが72時間以内であること
- ・ 所定のフォーマットを使用すること  
詳しくは厚生労働省ウェブサイトをご参照ください。  
所定のフォーマットはこちらからダウンロードできます →
- ・ 検査証明書へ記載すべき内容



①	氏名、パスポート番号、国籍、生年月日、性別
②	検査法、採取検体（下記2、3に限る）
③	結果、検体採取日時、結果判明日、検査証明書交付年月日
④	医療機関名、住所、医師名、医療機関印影
⑤	すべての項目が英語で記載されたもの

## 2. 検査方法は以下のいずれかに限り有効

核酸増幅検査	その他
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ real time RT-PCR法 real time reverse transcription PCR</li> <li>■ LAMP法 Loop-mediated Isothermal Amplification</li> <li>■ TMA法 Transcription Mediated Amplification</li> <li>■ TRC法 Transcription Reverse-transcription Concerted reaction</li> <li>■ Smart Amp法 Smart Amplification process</li> <li>■ NEAR法 Nicking Enzyme Amplification Reaction</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 次世代シーケンス法 Next Generation Sequence</li> <li>■ 抗原定量検査 Quantitative Antigen Test* (CLEIA) ※ 抗原定性検査ではない。</li> </ul>

## 3. 検体採取方法は以下のいずれかに限り有効

- 鼻咽頭ぬぐい液
- 唾液